

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和2年4月～6月分・新1年生)

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆

申請をしなければ支援は受けられません!

1 提出書類

(1) 保護者等の令和元年(平成31年)度都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が **507,000円未満** の場合

※保護者等…親権者(両親の場合2名分)、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人

<e-Shienによるオンライン申請>

・令和2年 **5月15日(金)までに**, 次の①～③を行ってください。

① e-Shienシステムにログインしてください。



<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

② 本校から配付された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、必要事項を入力してシステム上で提出を行ってください。

③ 本校から配付された『個人番号カード(写)等貼付台紙』又は『生活保護受給証明書』を茶封筒に入れ厳封し、「確認票」とともにピンク色の封筒に入れ、特定記録郵便で事務室へ提出してください。

・令和2年4月～6月分の3か月分が支給対象となります。

・令和2年7月以降分については、判定基準が変更になります。

基準については、次のとおりとなります。

「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」(父母合計額)

・令和2年7月以降分の申請については、別途通知(6月頃)により、申請していただきます。

・「個人番号カード(写)等貼付台紙」には、保護者等の個人番号カード(裏面)、通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票など、**個人番号が確認できる書類の貼付が必要となります。(保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類が必要です。)**

・生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」のみの提出となります。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)

*平成31年1月1日(6月申請時は令和2年1月1日)時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。

(2) 保護者等の令和元年度都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が **507,000円以上** の場合

・4月～6月分は対象外のため、申請できません。

・令和2年7月以降分については、判定基準が変更になります。

基準については、次のとおりとなります。

「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」(父母合計額)

令和2年度の上記により算出された額が基準額以下となった場合、今後の別途通知(6月頃)に基づき申請することにより、**令和2年7月～令和3年6月までの12か月分が支給対象**となります

2 基準税額・補助額

【令和2年4～6月分】

市町村民税所得割額(年額)・ 都道府県民税所得割額(年額)の合算額 * 保護者等の合計額/均等割額は含みません	補助額
生活保護世帯 257,500円未満世帯	月額 33,000 円 ※授業料が月額 33,000 円未満の場合授業料が上限となります。
507,000円未満世帯	月額 9,900 円

3 マイナンバー提出時の本人確認書類

・学校の指定等により就学支援金の手続きを郵送で行う際には、別途、本人確認資料を同封していただくことになります。同封する確認書類は次のとおりです。

運転免許証・パスポート等の写し※

※運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2以上の書類の提示